平成２５年（フ）第３６号
岡山県倉敷市南畝７丁目５番８号　レイモンドサンヴィレッジＥ101
債務者　西原　　恵
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
高知県南国市幸町１丁目８番７号　エスティコート南国606号
債務者　永瀬　里花
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４１号
高知市愛宕町１丁目６番１号　コートクレソン21・205号
債務者　松田　亮児
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５０号
高知市種崎11番地４
債務者　井上　繁雄
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５２号
高知市和泉町14番12号
債務者　高橋　兎喜
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５３号
高知市桟橋通５丁目２番２号
債務者　岡林　晶子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５０号
東京都東村山市栄町２丁目15番地29久米川ヴィオラ301
債務者　神村　辰哉
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６６号
川崎市多摩区布田17番25号　ファミール中野島102、前住所川崎市多摩区菅稲田堤２丁目１番41号　ルミエール202
債務者　松永　順子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
川崎市川崎区中瀬３丁目12番６―305号　ライフステージ中瀬、前住所川崎市川崎区川中島１丁目10番10号　葵荘
債務者　佐々木美智子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７号
岩手県二戸市金田一字馬場100番地30
債務者　坂本　義明
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前11時
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第３７５号
横浜市旭区上白根町895番地57
債務者　橋口　健太
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８５号
神奈川県藤沢市弥勒寺３丁目３番22号　吉田荘Ａ202
債務者　小野　訓史
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０４号
横浜市鶴見区岸谷４丁目８番24号　清海荘25号
債務者　澤田　哲行
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３５号
神奈川県鎌倉市極楽寺１丁目14番７号　グリーンハイツＡ101
債務者　草野　一成
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５３号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台17番３―207号
債務者　一之瀬昭司
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部